

みず いろ

No.10 2024.2.1

— MIZUIRO —

知って安心 おおさきの水



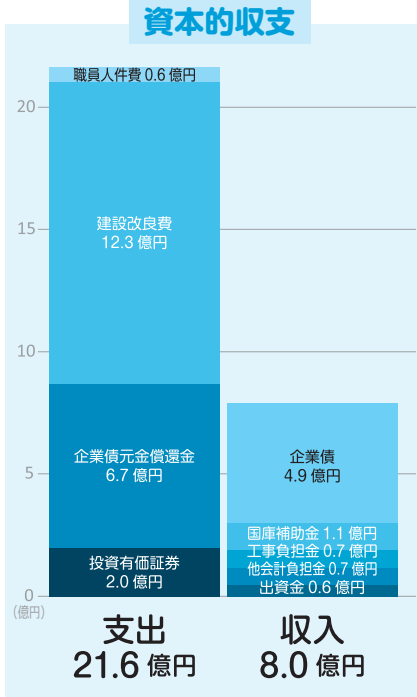
古川第二小学校の4年生が、清水浄水場の施設見学に訪れました。
水に関する実験等を通じて、安全な水が作られる仕組みについて学習しました。

大崎市上下水道部は、
持続可能な社会を
目指す「SDGs」を
推進しています。

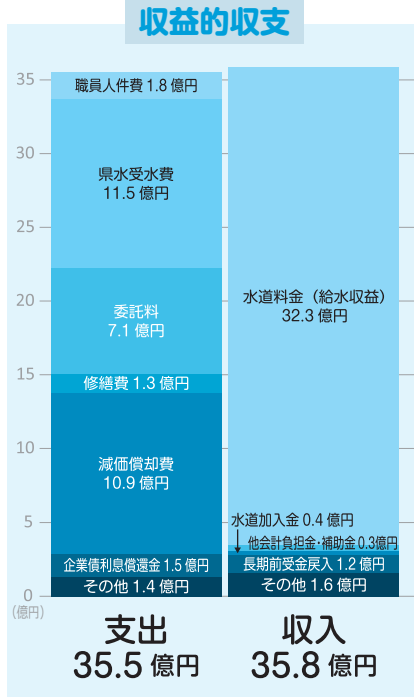
令和4年度 水道事業及び下水道事業の決算概要について

水道事業

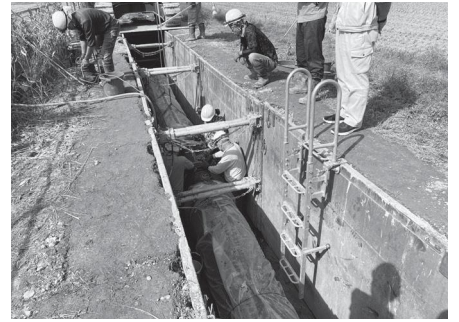
水道施設整備、老朽管更新
耐震化等のための収入と支出



水道水を作り、ご家庭等に
お届けするための収入と支出



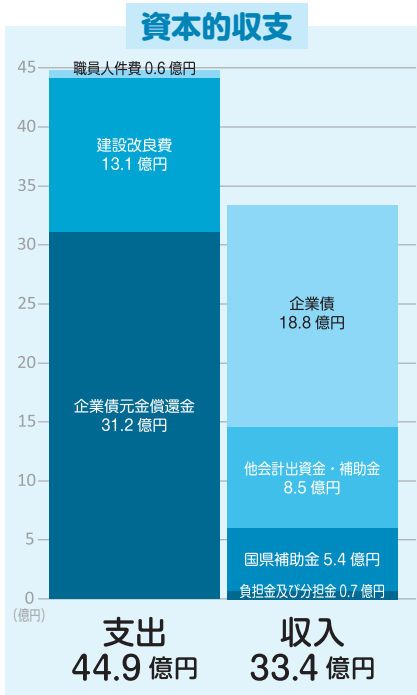
収益的収支は、水道料金が主な収入です。浄水場や配水場の維持管理、配水管の修繕、宮城県から購入している受水料金などの費用を支出しています。資本的収支は、工事費用に充てるための借り入れや補助金などが収入です。施設の整備や老朽化した配水管の更新など、建設改良事業の費用を支出しました。また、これまでの施設整備にかかる借入金返済も行いました。



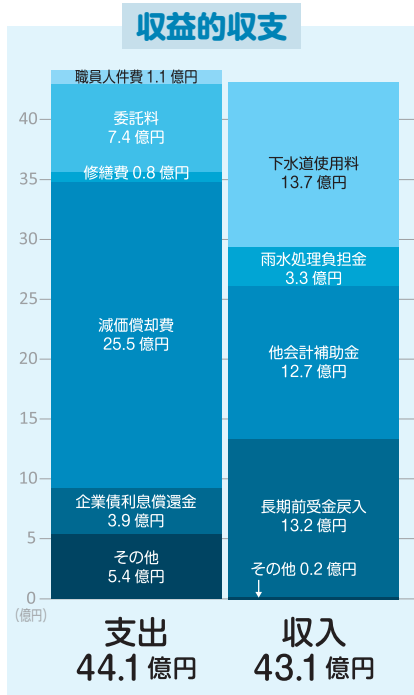
清水系統(古川)送水管更新工事

下水道事業

下水道管や処理施設の整備・改築
(更新・長寿命化)のための収入と支出



排出された汚水や雨水を
処理するための収入と支出



下水道事業では、下水道使用料をいただく汚水処理と、税金等による雨水処理を実施しています。収益的収支は、処理施設、ポンプ場、下水道管の維持管理や減価償却費等にかかるものです。近年の物価高騰の影響等により、収入よりも支出が多くなりました。資本的収支では、新たな施設の建設とこれまでの施設整備にかかる借入金返済も行いました。いずれの収支でも一般会計から補助金を受け入れています。



古川地域李塚第1排水区雨水幹線整備工事

※水道事業及び下水道事業の資本的収支の不足分は、内部留保資金等で補っています。

お知らせ・お問合せ窓口

大崎水道サービス(株) お客様センター

所在地
大崎市古川台町 9-20
リオーネふるかわ1階



営業時間 8:30 ~ 18:00 (土・日・祝・12/29-1/3 休み)

☎ 0120-366-171



お引越し等の
水道の使用開始・中止

※休日を除く
5 日前

までご連絡ください。

取扱業務

- ・水道料金
- ・下水道使用料
- ・水道の開始・休止
- ・名義変更
- ・検針
- ・漏水相談 (宅内)
- ・にごり水 など

大崎水道 サービス(株)

所在地
大崎市古川字上古川 117



大崎水道サービス(株)
ウェブサイト

営業時間 8:30 ~ 12:00
13:00 ~ 17:15 (土・日・祝・12/29-1/3 休み)

☎ 0229-24-1111

取扱業務

- ・漏水調査
- ・給水装置関連の
管路情報 (管種・口径)
- ・給水工事の申請受付
- ・排水設備工事の申請
受付 など

24時間対応

道路上の漏水
を発見したら
通報にご協力
ください。

排水設備等の工事について

排水設備とは、水洗便所や浴室、台所などから出る家庭の汚水を下水道につなぐための設備であり、排水設備等工事とは、排水設備の新設・増設・改築等の工事および処理区域内における水洗便所の改造工事により下水道へ接続する行為です。(下水道法第10条第1項)

排水設備等の工事を行う場合は、必ず大崎市排水設備指定工事店(指定工事店)でなければ行うことが出来ません。市への工事手続きについても指定工事店が代行します。

下水道に接続することにより、きれいな水に処理してから河川等に放流することで、自然への負担や、環境の改善が図られます。

排水設備工事の
手続きに関するページ



排水設備等指定工事店の皆さまへ

排水設備等の新設工事は、あらかじめ、その計画が規定に適合するものであることについて、確認を受けなければなりません。(確認申請)

また、その工事を完了したときは、工事が規定に適合するものであることについて、検査を受けなければなりません。(竣工届出)

公共下水道等の使用を開始・休止・廃止・再開しようとするときは、その旨を届け出なければなりません。(使用等届出)

以上の各種届け出がなされないと、違反行為となり、指定の取消し又は一定期間の停止等の対象となる場合がありますのでご注意ください。

大崎市排水設備指定工事店
申請様式のページ



相談窓口



収入の減少により水道料金等のお支払いが
困難な方は、まずはお電話でご相談ください。

水道料金・下水道使用料
大崎水道サービス(株)お客様センター
☎ 0120-366-171

受益者負担金・分担金(下水道)
上下水道部経営管理課
☎ 0229-24-1112

水道管の凍結にご注意ください

気温がマイナス4度以下になると、水道管の凍結や破損が起こりやすくなります。早めに水道管の保温や水抜き装置の点検を行い、凍結には十分に注意しましょう。

凍結の防止

- ①水抜き栓を使って水を抜く。
- ②保温材や凍結防止ヒーターを使用する。
※水抜き栓がない場合は、就寝前に鉛筆の芯の太さ程度の水を出しておく。

管の解凍方法

- ①蛇口や凍結箇所にタオルをかぶせ、ゆっくりとぬるま湯をかけて溶かす。
※急に熱湯をかけると破裂することがあるので注意
- ②ドライヤーの温風を凍結部分にあてる。
暖房で部屋を温める方法も効果的。

溶けない・破損したとき

大崎市水道事業指定給水装置工事業者に連絡する。(市ウェブサイトに掲載)
※ご家庭の水道管はお客さまの財産です。修理費用は自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。



大崎市ウェブサイト
指定給水装置工事業者

【お問い合わせ先】大崎水道サービス(株)お客様センター ☎ 0120-366-171

水道メーターボックスの除雪にご協力ください

毎年、積雪によりメーターボックスの位置がわからなくなったり、凍結で蓋が開かなくなるなど検針ができない場合があります。正確な使用水量の確認、漏水の早期発見のためにも、検針ができるようメーターボックス周辺の除雪にご協力をお願いします。

なお、検針期間は特別な事情がない限り、毎月6日から13日までとなります。

やむを得ず検針が出来なかった場合は、前3カ月の平均水量を認定水量として請求することになります。

また、メーターボックスの破損などにより、水道メーターが保温されていない場合、凍結し破損する恐れがあります。

【お問い合わせ先】大崎水道サービス(株)お客様センター ☎ 0120-366-171

「水道凍結指数」を確認してみましょう!

水道凍結指数とは、日本気象協会が各地域の気温などから水道管が凍結する可能性を0から100までの数字で表したものです。

水道凍結指数を確認し、凍結に備えましょう。



日本気象協会ウェブサイト
水道凍結指数

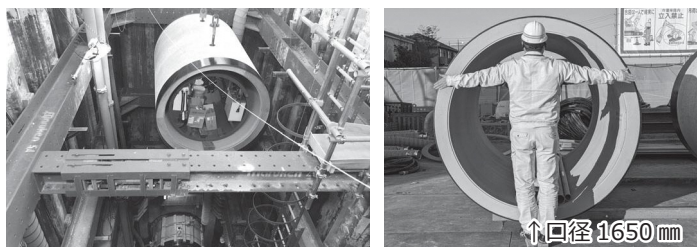
持続可能な事業運営を見守る 大崎市上下水道事業運営審議会



上下水道部では、水道事業と下水道事業についての審議のため15人に委員を委嘱しました。

同事業の経営状況や施設の運転管理状況等を報告し、委員皆様からの貴重な意見を活かしながら、経営基盤の強化や持続可能な事業運営に取り組んでいます。

古川地域李塚第1排水区 雨水幹線整備工事



近年、大雨の発生頻度が増えたことで、大崎市内でも多くの浸水被害が発生しています。

下水道施設課では、こうした被害を軽減するための取組として、市街地に降った雨水を効率的に排水する幹線の整備を行っています。

【浸水被害軽減エリア】

李塚二丁目、三丁目や駅東三丁目、四丁目及び旭五丁目地内など

編集・発行 大崎市上下水道部 TEL 0229-24-1112 FAX 0229-24-1114
〒989-6223 大崎市古川字上古川 117 番地 E-mail w-kanri@city.osaki.miyagi.jp

